諮問番号:令和2年度諮問第19号 答申番号:令和2年度答申第29号

答 申 書

## 第1 審査会の結論

## 第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
- (1) 虐待の恐れがあると言われたが、全くなかった。
- (2) 私はここに助けられたことはない。人の家族に口を出したらだめである。
- (3) 人権侵害であり、勘違いがひどすぎる。
- (4) 子どもとの時間を返してほしい。子どもとの時間を失った。家族がつぶれた。色々と調べたが、良い情報はなかった。
- (5) 子どもが預けられている場所がおかしいのではないか。
- (6) 一度審査請求をしたが返ってきた。言っていた事と違う。私は電話でそ こに送っていいと説明を受けた。
- 2 審查庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論 本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の必要性について

審査請求人は、審査請求人の子(以下「本児」という。)が出生する以前から精神的に不安定であること、日常的に本児の養育を支援する者がいない

こと、生活保護を受給しているが計画的な金銭使用ができないこと、○○○ ○の保健センター(以下「保健センター」という。)を中心とした関係機関 が審査請求人に対して支援を継続するが受け入れないことが確認できる。

以上のような要因を踏まえ、本児を家庭で養育するためには、審査請求人の精神的安定、養育を支援する者や経済的安定、必要な関係機関の支援を受け入れることが必要であり、今後、審査請求人が本児を適切に養育できるか、安全で健全な養育環境を確保できるかを調査するために、処分庁が行った本件処分は必要であったと認められる。

(2) 本件処分における処分庁の対応等について 審査請求人は、人権侵害である旨主張する。

しかし、法第33条第1項において、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護を行うことができる。」と規定されているところ、本件処分の必要性は前記(1)で述べたとおりである。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分は、処分庁が本児の安全を迅速に確保し、本児の置かれている環境その他の状況を把握するため行ったものであり、法第33条第1項に基づく、必要な処分であったと認められる。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

# 第4 調査審議の経過

令和2年10月12日 諮問書の受領

令和2年10月13日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限:10月27日 口頭意見陳述申立期限:10月27日

令和2年10月22日 第1回審議

令和2年11月 4日 大阪府行政不服審査会から処分庁に対し回答の求

め(回答書:令和2年11月18日付け〇〇〇16

89号。以下「処分庁回答書」という。)

令和2年11月27日 第2回審議 令和2年12月25日 第3回審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第6条の3第8項は、「この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者(中略)の住居において養育を行う事業をいう。」と定めている。
- (2) 法第25条第1項は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道 府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町 村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければ ならない。(後略)」と定めている。
- (3) 法第26条第1項は、「児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童(中略)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第1号から第8号までを規定し、第1号では、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と定めている。
- (4) 法第27条第1項は、「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告 (中略) のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければ ならない。」とし、第1号から第4号までを規定し、第3号では、「児童を 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援 施設に入所させること。」と定めている。

また、同条第4項は、「第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者(中略)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。」と定めている。

- (5) 法第27条の3は、「都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第33条、第33条の2及び第47条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。」と定めている。
- (6) 法第33条第1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定めている。

また、同条第2項は、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置(中略)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれてい

る環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。」と定めている。

さらに、同条第3項は、「前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。」と、同条第4項は、「前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。」と定めている。

(7) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条第1項は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と定め、同条第2項は、「前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。」と定めている。

### 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付資料(事件記録)及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (2) 令和2年4月9日、審査請求人は、本児を出産した。
- (3) 令和2年4月14日付けで、処分庁は、法第33条第1項に基づき本件 処分を行った。同日付けの一時保護(委託)決定通知書の一時保護の理由 欄には、「虐待を受けるおそれがあり、安全を確保したうえで調査を行う必 要があると判断したため」と記載されている。
- (4) 令和2年4月23日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 法第33条は、児童相談所長に、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるとして、その裁量権限を規定している。

審査請求人は、①本件処分は他人の家庭に介入して家庭を崩壊させるという人権侵害であるから、違法又は不当である、②本児が預けられている場所が、一時保護制度の目的趣旨に反するから違法又は不当であると主張をするので、次のとおり判断する。

(2) 法第33条第1項、第2項に規定する一時保護は、要保護児童(法第6

条の3) ないし児童虐待を受けたと思われる児童(以下「要保護児童等」という。)について法第26条又は第27条第1項若しくは第2項の措置を採る必要がある場合に、その措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、暫定的に当該児童を保護するために行われる公権力の行使である(法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項、第2項参照)。法第27条第1項又は第2項の措置と異なり、親権者の同意がなくても行うことができ、当該児童の行動の自由を制限し又はその自由を奪うような強制的措置を採ることも許される(法第27条の3参照)。これは、一時保護が暫定的な措置であることに加え、緊急を要する場合の多いことに基づくものと解される。暫定的な措置であるから、一時保護の期間は2月を超えてはならないと定められているが(法第33条第3項)、必要があれば引き続き一時保護を行うことができる(同条第4項)。

そして、条文の文言が一時保護の要件を「必要があると認めるとき」と規定していること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることに鑑みれば、当該児童が要保護児童等に当たると認められるか否か、要保護児童等に一時保護を加えるか否かなどの判断は、いずれも都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。したがって、児童相談所長等が上記裁量権の逸脱又は濫用が認められる場合に限って、一時保護は違法となると言える。

(3) 令和元年12月17日、処分庁は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より、個別ケース検討会議への出席を求められたことを受け、虐待通告として相談を受理し対応を開始した。その内容は、令和元年9月4日に保健センターが審査請求人よりの妊娠届を受理し、特定妊婦として対応していたが、審査請求人は精神的に不安定な様子が見受けられ、生活保護を受給しているが計画的使用ができない等、妊娠期から出産後に支援を要する必要性が高いというものであった。その後も、審査請求人が本児を出産しても一人で養育することが困難な状況は変わらなかった。

令和2年3月16日に処分庁が審査請求人と面談し、審査請求人の同意による本児の施設入所を提案したが、明確な返答はなかった。同年4月9日に本児が出生したので、同月13日に審査請求人と面接し、再度、審査請求人の同意による本児の施設入所を提案したが、入所同意は得られなかった。

審査請求人が精神的に不安定であること、日常的に本児の養育を支援する者がおらず、生活保護費を受給しているがその計画的使用が困難な状況が続き、また、保健センターを中心とした関係機関の支援を受け入れないことに

より、出産後間もない本児の養育が困難であり、安全や健全な成長が確保できない状況にあった。

処分庁は、本児出産後の養育の支援者も見つからないままであり、審査請求人が精神的不安を訴えることが増えていた状況に鑑み、本児の安全を確保した上で、審査請求人の精神的安定、及び本児の養育環境の調整について調査する必要があると判断し、法第33条第1項に基づく本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件処分が他人の家庭に介入して家庭を崩壊させるものであると主張する。しかし、一時保護決定の暫定性に鑑みれば、今損なわれつつあり失われれば二度と戻らない児童の生命・身体を保護するとの制度目的を何よりも優先すべきであって、審査請求人の主張は採用できない。

また、本児が保護されている場所は、一時保護制度の目的趣旨に沿った場所であって、この点の審査請求人の主張も理由がない。

- (4) したがって、本件処分には事実誤認あるいは事実評価が合理性を欠くこと等とは認められず、本件処分に裁量権限の逸脱濫用があったものとして 違法となるということはない。他に、本件処分が妥当性を欠くと判断すべき理由も見当たらない。
- (5) 以上より、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会 委員(部会長)針原 祥次 委員 衣笠 葉子 委員 野田 崇